

議案第48号

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 使用料の額を改定するとともに、料金区分を変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立障害者休養ホーム条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者休養ホーム条例（昭和45年7月世田谷区条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「1,700円」を「大人にあっては1,760円、子ども（18歳以下の者をいう。）にあっては880円（大人と同一の食事の提供を受ける場合にあっては、1,760円）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条第1項第1号の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。